

(案)



岡 貨 審 第 号  
令和2年8月25日

岡山労働局長  
内田敏之殿

岡山地方最低賃金審議会  
会長 西田和弘

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

本日貴職から、令和2年8月5日付け岡山県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する、労働組合岡山マスカットユニオン 執行委員長 [REDACTED]  
■、岡山県労働組合会議 議長 [REDACTED]、生協労組おかやま 副委員長 [REDACTED]、  
岡山医療生協労働組合 [REDACTED]、岡山地域労働組合 執行委員長 [REDACTED] からの  
異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理  
由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和2年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。